

認可・確認部会について

1 概要

- 子ども・子育て関連三法の施行に伴い、指定都市の長が、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等を行う場合や，市町村長が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認（利用定員の設定）等をしようとする場合においては，認定こども園法及び子ども・子育て支援法に規定する合議制機関の意見を聴かなければならないとされている。
- また，保育所や家庭的保育事業等の認可等に当たっては，児童福祉法に規定する審議会を設置している場合は，当該審議会の意見を聴かなければならないとされている。
- 本市では合議制機関として子ども・子育て会議を設置しており，児童福祉法に基づく児童福祉審議会としても位置付けていることから，子ども・子育て会議に意見聴取を求めることとなる。
- 施設・事業の認可及び確認に当たっては，幼児教育・保育に関する知識に加え，客観性及び公平性を確保する必要があるため，これまでの調査・審議した経過等を踏まえ，幼児教育・保育部会の委員の中から利害関係を有しない委員を選任し，平成27年1月23日付けで，子ども・子育て会議の児童福祉分科会に「認可・確認部会」を設置した。

2 審議内容

以下の案件について，意見聴取を行う（承認・議決ではない）。

(1) 幼保連携型認定こども園

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	認定こども園法第17条第3項
事業の停止又は施設閉鎖を命令しようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第21条第2項
認可の取消しをしようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第22条第2項

- (2) 家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第34条の15第4項

※ 休止，廃止しようとする場合は，厚生労働省令の定めるところにより，市町村長の承認を受けなければならない（児童福祉法第34条の15第7項）が，児童福祉審議会への意見聴取については法令上規定されていない。

- (3) 保育所

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第35条第6項
停止を命ずるとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	児童福祉法第46条第1項第4号

- (4) 子ども・子育て支援法に基づく確認

事案	聴取事項	根拠条文
特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第31条第2項
特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第43条第3項

3 公開・非公開に関する取扱い

京都市子ども・子育て会議運営要項第3条の規定により，部会長が非公開を決定。

4 今後の予定

3月中旬 第2回 認可・確認部会開催

- * 新規の認可・確認案件について，認可基準等との適合状況の意見聴取
- * 幼稚園及び保育所のみなし確認について，利用定員の設定内容を報告

認可基準等の具体的な項目（小規模保育関係）

1 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

本市では，小規模保育事業及び家庭的保育事業に係る認可基準については基本的には国基準（※）どおりとし，家庭的保育者の要件や，2階以上に保育室を設ける場合の耐火建築物等の取扱いについて，一部独自基準を設けたところである。

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

(1) 総則

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
最低基準の 目的	第2条	・市が条例で定める設備及び運営に関する基準(以下、「最低基準」という。)は，利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
最低基準の 向上	第3条第1項	・市長は，その監督に属する家庭的保育事業等(家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ)を行う者に対し，最低基準を超えて，その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
	第3条第2項	・市は，最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
最低基準と 家庭的保育 事業者等	第4条第1項	・家庭的保育事業者等は，最低基準を超えて，常に，その設備及び運営を向上させなければならない。	
	第4条第2項	・最低基準を超えて，設備を有し，又は運営をしている家庭的保育事業者等においては，最低基準を理由として，その設備又は運営を低下させてはならない。	
家庭的保育 事業者等の 一般原則	第5条第1項	・家庭的保育事業所等は，利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに，1人1人の人格を尊重して，その運営を行わなければならない。	
	第5条第2項	・家庭的保育事業所等は，地域社会との交流及び連携を図り，保護者及び地域社会に対し，運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	第5条第3項	・家庭的保育事業所等は，自らその行う保育の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。	
	第5条第4項	・家庭的保育事業所等は，定期的に外部の者による評価を受けて，結果を公表し，改善を図るよう努めなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
	第5条第5項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)は、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
	第5条第6項	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
保育所等との連携	第6条	・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、乳幼児に対する保育が確実に行われ、保育の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて代替保育を提供すること(居宅訪問型保育事業者を除く)。 ③利用乳幼児を、当該保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条第1項	・家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	
	第7条第2項	・少なくとも毎月1回は、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の一般要件	第8条	・乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	第9条第1項	・家庭的保育事業者等の職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	第9条第2項	・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	・家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備、職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	
		・ただし、保育室、各事業所に特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員については、この限りではない(兼職できない)。	
利用者を平等に取り扱う原則	第11条	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。	
虐待等の禁止	第12条	・家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
衛生管理等	第14条第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	
	第14条第2項	・家庭的保育事業者等は、感染症、食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。	
	第14条第3項	・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。	
	第14条第4項	・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	
	第14条第5項	居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	
食事	第15条第1項	・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備等を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含む。)により行わなければならない。	
	第15条第2項	・食事の献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	
	第15条第3項	・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
食 事 の 提 供 の特例	第15条 第4項	・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	
	第15条 第5項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	
	第16条 第1項	・食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、前条第1項の規定にかかわらず、連携施設等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。 なお、この方法による場合であっても、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること。 ②当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
	第16条 第2項	・家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は、以下のいずれかとする。 ①連携施設 ②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島であり、搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る）	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
利用乳幼児 及び職員の 健康診断	第17条 第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時及び年に2回以上の定期健康診断、臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	
	第17条 第2項	・前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。	
	第17条 第3項	・健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供等を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	
	第17条 第4項	・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	
内部の規程	第18条	家庭的保育事業者等は、以下の重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	
帳簿	第19条	・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	
秘密保持等	第20条 第1項	・家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第20条 第2項	・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
苦情への対応	第21条 第1項	・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	第21条 第2項	・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
人権の擁護及び虐待の防止		・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	本市独自基準
暴力団の排除		・家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。 ・家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。	本市独自基準
食事の提供の経過措置	附則第2条	・この省令の施行の日の前日において現に存する事業者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、自園調理、調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は、適用しないことができる。	
連携施設に関する経過措置	附則第3条	・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	

(2) 小規模保育事業

ア 通則

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
小規模保育事業の区分	第27条	・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	

イ 小規模保育事業A型

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考	
設備の基準	第28条	(0・1歳児を利用させる場合) ・乳児室又はほふく室，調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は乳幼児1人につき3. 3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には，保育に必要な用具を備えること。		
		(2歳以上の幼児を利用させる場合) ・保育室又は遊戯室，屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)，調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は，幼児1人につき1. 98㎡以上，屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3. 3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には，保育に必要な用具を備えること。		
		・保育室等を2階に設ける場合は，以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用，避難用それぞれについて，以下のいずれかの設備を設けること。		
		<table><tr><td>常用</td><td>・屋内階段 ・屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段</td></tr></table>		常用
常用	・屋内階段 ・屋外階段			
避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段			
		③保育室等その他乳幼児が出入りし，又は通行する場所に，乳幼児の転落事故を防止する設備		

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考										
	が設けられていること。 ・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table border="1" data-bbox="600 448 1626 914"> <tr> <td data-bbox="600 448 786 659" rowspan="2">3階に設ける 場合</td><td data-bbox="786 448 925 531">常用</td><td data-bbox="925 448 1626 531"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="786 531 925 659">避難用</td><td data-bbox="925 531 1626 659"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="600 659 786 914" rowspan="2">4階以上に 設ける場合</td><td data-bbox="786 659 925 742">常用</td><td data-bbox="925 659 1626 742"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td></tr> <tr> <td data-bbox="786 742 925 914">避難用</td><td data-bbox="925 742 1626 914"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td></tr> </table> ③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ④小規模保育事業所A型の調理設備と調理設備以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 (ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く) ⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ⑥小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	3階に設ける 場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	4階以上に 設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
3階に設ける 場合	常用		・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段									
	避難用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段										
4階以上に 設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段										
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段										

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
		⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
職員	第29条 第1項	・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	
	第29条 第2項	・保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第29条 第3項	・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
家庭的保育 事業の準用	第30条	・小規模保育事業所A型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間 その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所A型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所A型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	

ウ 小規模保育事業B型

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
職員	第31条 第1項	・小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
	第31条 第2項	・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第31条 第3項	・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
準用	第32条	・小規模保育事業所B型における保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所B型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所B型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
		・小規模保育事業所B型の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。	
経過措置	附則第4条	・小規模保育事業B型については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。	

エ 小規模保育事業C型

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
設備の基準	第33条	(0・1歳児を利用させる場合) ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	本市独自の経過措置を設定

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
		(2歳以上の幼児を利用させる場合) ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(当該事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児一人につき3.3㎡以上、屋外遊技場の面積は幼児一人につき3.3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階以上に設ける場合の建物に係る基準は、小規模保育事業A型と同様。	
職員	第34条 第1項	・小規模保育事業所C型には、<u>家庭的保育者(市長が指定する研修を修了した保育士であって、乳幼児の保育に専念することができ、かつ児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しない者をいう。)</u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 - ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。	本市独自基準
	第34条 第2項	・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。 - ただし、家庭的保育補助者(市長が指定する研修を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には、5人以下とする。	
利用定員	第35条	・小規模保育事業所C型の利用定員は、6人以上10人以下とする	
準用	第36条	・小規模保育事業所C型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間 その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模保育事業所C型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模保育事業所C型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
経過措置	附則第5条	・小規模保育事業C型については、5年を経過するまでの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。	
設備の基準 に係る経過		<u>条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については、条例施行後5年間は、2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準・防災設備等の設置に関する基準</u>	本市独自基準

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
措置		<u>を適用しない。</u> <u>ただし、当該経過措置を適用する事業所に対しては、安全対策として、消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。</u>	

(3) 事業所内保育事業

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考																								
利用定員の 設定	第42条	・事業所内保育事業者は、地域枠(従業員以外の乳幼児)の利用定員を、次の表の左欄(利用定員の総数)の区分に応じ、それぞれ右欄に定める人数以上としなければならない。	国 省 令 を 踏 ま え、本市におい て地域枠の利用 定員を設定																								
		<table><tr><th>利用定員の総数</th><th>地域枠の利用定員</th></tr><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1名</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2名</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3名</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4名</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5名</td></tr><tr><td>21人以上25人以下</td><td>6名</td></tr><tr><td>26人以上30人以下</td><td>7名</td></tr><tr><td>31人以上40人以下</td><td>10名</td></tr><tr><td>41人以上50人以下</td><td>12名</td></tr><tr><td>51人以上60人以下</td><td>15名</td></tr><tr><td>61人以上</td><td>20名</td></tr></table>		利用定員の総数	地域枠の利用定員	1人以上5人以下	1名	6人以上7人以下	2名	8人以上10人以下	3名	11人以上15人以下	4名	16人以上20人以下	5名	21人以上25人以下	6名	26人以上30人以下	7名	31人以上40人以下	10名	41人以上50人以下	12名	51人以上60人以下	15名	61人以上	20名
		利用定員の総数		地域枠の利用定員																							
		1人以上5人以下		1名																							
		6人以上7人以下		2名																							
		8人以上10人以下		3名																							
		11人以上15人以下		4名																							
		16人以上20人以下		5名																							
		21人以上25人以下		6名																							
		26人以上30人以下		7名																							
		31人以上40人以下		10名																							
		41人以上50人以下		12名																							
		51人以上60人以下		15名																							
		61人以上		20名																							
【保育所型事 業 所 内 保 育 事業】 設備の基準	第43条	・保育所型事業所内保育事業所(利用定員が20名以上)の設備の基準は、次のとおりとする。 (0・1歳児を利用させる場合) ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 <u>ただし、乳児又は満2歳に満たない幼児で、ほふくをするものを入所させる保育所型事業所内保育事業所については、ほふく室を設けなければならない。</u> ・乳児室の面積は、乳幼児1人につき1.65㎡以上であること。 ・ほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	2歳未満児でほ ふくをするもの を入所させる場 合は、ほふく室 が必置であるこ とを明確化。																								
		(2歳以上の幼児を利用させる場合) ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室(事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児1人につき3.3㎡以上であること。																									

項目 (条文番号は国省令)	基準		備考														
	・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table><tr><td>常用</td><td> ・屋内階段 ・屋外階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr></table> ③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること ・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。 ①耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。 <table><tr><td rowspan="2">3階に設ける場合</td><td>常用</td><td> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td></tr><tr><td rowspan="2">4階以上に設ける場合</td><td>常用</td><td> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td></tr><tr><td>避難用</td><td> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td></tr></table> ③ ①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メ		常用	・屋内階段 ・屋外階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	3階に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段	4階以上に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段	
常用	・屋内階段 ・屋外階段																
避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段																
3階に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段															
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段															
4階以上に設ける場合	常用	・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段															
	避難用	・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段															

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
		一トル以下となるように設けられていること。 ④調理室と調理室以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。 ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。 ⑥壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災通報する設備が設けられていること。 ⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	
職員	第44条 第1項	・保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。	
	第44条 第2項	・保育所型事業所内保育事業所における保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数以上とする。ただし、2名を下回ることとはできない。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第44条 第3項	・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
連携施設に関する特例	第45条	・保育所型事業所内保育事業は、保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力(当該事業所内保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該児童を受け入れて教育又は保育を提供する協力をいう。)を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
準用	第46条	・保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとする。	
		・保育所型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・保育所型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
【小規模型事業所内保育事業】 職員	第47条 第1項	・小規模型事業所内保育事業所(利用定員が19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。	
	第47条 第2項	・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人	
	第47条 第3項	・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	
準用	第48条	・保育時間は1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとする。	
		・小規模型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	
		・小規模型事業所内保育事業者は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	
		・小規模型事業所内保育事業所の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。	
経過措置	附則第4条	・小規模型事業所内保育事業所については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。	

2 京都市子ども・子育て支援法施行条例

本市で定める基準は基本的には国基準（※）どおりとし、施設・事業の種別にかかわらず、全ての施設・事業において児童の安全及び健康が確保されるよう、非常災害対策及び衛生管理について保育所と同様の規定を設ける等、国基準に本市独自基準を一部追加した。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣令第39号）

(1) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
1 利用定員に関する基準	第4条第1項	・認定こども園及び保育所については、利用定員を20名以上とする。	
	第4条第2項	・定員については、1号認定、2号認定及び3号認定の子どもごとに設定する。 ・3号認定こどもの定員については、さらに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。	
2 運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意	第5条第1項	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に際しては、施設・事業者提供の開始に当たって、あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等に関する重要事項を記した文書を交付して、事前説明を行った上で、同意を得ることを求める。	
	第2項～第6項	・特定教育・保育施設は重要事項を記した文書の交付を保護者の承諾を得て電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。	
	②利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	・特定教育・保育施設は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	
	第6条第1項	・認定こども園又は幼稚園は、1号認定こどもに係る利用申込みが利用定員総数を超えると見込まれる場合については、①抽選、②申込順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、公正な方法により選考を行わなければならない。	
	第6条第2項	・認定こども園又は公立保育所は、2号認定及び3号認定こどもに係る利用申込みが利用定員総数を超えると見込まれる場合については、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	
	第6条第3項	・特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行わなければならない。	
	第6条第4項	・特定教育・保育施設は、利用申込者に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等、必要な措置を講じなくてはならない。	
	第6条第5項		

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
③ あっせん、調整及び要請に対する協力	第7条第1項	・特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対しては、できる限り協力しなければならない。	
	第7条第2項	・認定こども園又は公立保育所は、特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	
④ 受給資格等の確認	第8条	・特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により、支給認定の有無、支給認定区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	
⑤ 支給認定の申請に係る援助	第9条第1項	・特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、速やかに支給認定申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	
	第9条第2項	・支給認定の変更の申請が、支給認定保護者が受けている支給認定有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	
⑥ 子供の心身の状況の把握	第10条	・特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	
⑦ 小学校等の連携	第11条	・特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	
⑧ 提供内容等の記録	第12条	・特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。	
⑨ 利用者負担額等の受領	第13条第1項	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。	
	第13条第2項	・特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。	
	第13条第3項	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる(上乘せ徴収)。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
	第13条 第4項	・特定教育・保育施設は、日用品の購入、行事参加費用、食事の提供費用、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定教育に通う際に提供される費用等の支払いを保護者から受けることができる(実費徴収)。	
	第13条 第5項	・特定教育・保育施設は、利用者負担に係る支払を受けた場合は、領収証を支給認定保護者に交付しなければならない。	
	第13条 第6項	・特定教育・保育施設は、「上乗せ徴収」及び「実費徴収」の支払いを求める際は、あらかじめ使途、金額及び支払いを求める理由について、支給認定保護者に対して説明を行うとともに、「上乗せ徴収」については、文書による同意を得なければならない。	
⑩施設型給付費の支給通知	第14条 第1項	・特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、その額を通知しなければならない。	
	第14条 第2項	・法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の支払いを受けた場合は、特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	
⑪特定教育・保育の取扱い方針	第15条 第1項	・幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型以外の認定子ども園は、幼稚園教育要領・保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。	
	第15条 第2項	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、前項のほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	
⑫特定教育・保育に関する評価等	第16条 第1項	・特定教育・保育施設は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、改善を図らなければならない。	
	第16条 第2項	・特定教育・保育施設は、定期的に保護者、その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	
⑬相談及び援助	第17条	・子どもの心身の状況、環境等の的確な把握に努め、子ども、保護者の相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	
⑭緊急時等の対応	第18条	・子どもの体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
⑮ 市町村への通知	第19条	・特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	
⑯ 運営規程	第20条	・特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に以下に掲げる事項について定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項(種類、理由及び金額) ⑥区分ごとの利用定員 ⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用申込みに係る選考方法を含む) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項	
⑰ 勤務体制の確保	第21条 第1項	・適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。	
	第21条 第2項	・特定教育・保育は、当該特定教育、保育施設の職員によって提供しなければならない。ただし、特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	
	第21条 第3項	・特定教育・保育は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	
⑱ 定員の遵守	第22条	・特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応などその他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	
⑲ 掲示	第23条	・特定教育・保育施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を掲示しなければならない。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
㊫ 平等に取り扱う原則，虐待等の禁止，懲戒に係る権限の濫用禁止	第24条	・特定教育・保育施設においては，子どもの国籍，信条，社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。	
	第25条	・特定教育・保育施設の職員は，虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
	第26条	・幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は，懲戒に関し，子どもの福祉のために必要な措置を採るときは，身体的苦痛を与え，人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	
㊬ 秘密保持等	第27条第1項	・特定教育・保育施設の職員及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第27条第2項	・職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。	
	第27条第3項	・特定教育・保育施設は，小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等に対し，支給認定子どもに係る情報を提供する際には，あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	
㊭ 情報の提供	第28条第1項	・保護者が適切に特定教育・保育施設を選択することができるように，特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	
	第28条第2項	・特定教育・保育施設について広告をする場合について，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	
㊮ 利益供与等の禁止	第29条第1項	・特定教育・保育施設は，利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者，教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員に対し，小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として，金品等財産上の利益を供与してはならない。	
	第29条第2項	・特定教育・保育施設は，利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者，教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者又はその職員から，小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として，金品等財産上の利益を收受してはならない。	
㊯ 苦情解決	第30条第1項	・特定教育・保育施設は，支給認定保護者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	
	第30条第2項	・特定教育・保育施設は，苦情を受け付けた場合には，その内容等を記録しなければならない。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
	第30条 第3項	・特定教育・保育施設は、苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	
	第30条 第4項	・特定教育・保育施設は、苦情に関して市町村が行う調査等に対し協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	
	第30条 第5項	・特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、第4項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	
㊸ 地域との連携	第31条	・特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域との交流に努めなければならない。	
㊹ 事故発生の防止及び発生時の対応	第32条 第1項	・特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	
	第32条 第2項	・事故が発生した場合は、速やかに保護者(家族)、市町村に対する報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	
	第32条 第3項	・事故が発生した場合は、事故発生時の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	
	第32条 第4項	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。	
㊺ 会計の区分	第33条	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	
㊻ 記録の整備	第34条 第1項	・特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	
	第34条 第2項	・特定教育・保育施設は、次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③保護者による不正な行為による施設型給付費の受給に係る市町村への通知記録	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
		④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況やその処置についての記録	
3 特定施設 型給付費に 関する基準 ① 特別利用 保育の基準	第35条 第1項	・保育所が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、本市が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る)を遵守しなければならない。	
	第35条 第2項	・保育所が特別利用保育を提供する場合は、特別利用保育に係る1号認定子どもと、現に保育所を利用している2号認定子どもの総数が、2号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	
	第35条 第3項	・保育所が特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして本章の規定を適用する。	
② 特別利用 教育の基準	第36条 第1項	・幼稚園が2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、学校教育法に規定される学校の設備、編成その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る)を遵守しなければならない。	
	第36条 第2項	・幼稚園が特別利用教育を提供する場合は、特別利用教育に係る2号認定子どもと、現に幼稚園を利用している1号認定の子どもの総数が、1号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	
	第36条 第3項	・幼稚園が特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして本章の規定を適用する。	
人権の擁護 及び虐待の 防止		・特定教育・保育施設は、支給認定子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。	本市独自基準
暴力団の排 除		・特定教育・保育施設の管理者及び支給認定子どもの利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であってはならない。 ・特定教育・保育施設は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。	本市独自基準
非常災害		・特定教育・保育施設は、消火器その他の消火設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、及び非常災害に備えるために必要な訓練を実施しなければならない。 ・前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上、これを行わなければならない。	本市独自基準

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
衛生管理等		・特定教育・保育施設は、支給認定子どもの使用する設備、食器等を衛生的に管理し、及び飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・特定教育・保育施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。 ・特定教育・保育施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。	本市独自基準

(2) 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
1 利用定員に関する基準	第37条第1項	・家庭的保育事業については、利用定員を1名以上5名以下とする。 ・小規模保育事業A型及びB型については、利用定員を6名以上19名以下とする。 ・小規模保育事業C型については、利用定員を6名以上10名以下とする。 ・居宅訪問型保育事業については、利用定員を1名とする。	
	第37条第2項	・3号認定子どもに係る定員については、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。	
2 運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意	第38条第1項	・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に際しては、あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担等に関する重要事項を記した文書を交付し、説明を行った上で、同意を得なければならない。	
	第38条第2項	・特定地域型保育事業者は、重要事項文書の交付を保護者の承諾を得て電子情報処理組織を使用する方法により提供することができる。	
②正当な理由のない提供拒否の禁止	第39条第1項	・特定地域型保育事業者は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	
	第39条第2項	・特定地域型保育事業者は、3号認定こどもに係る利用申込みが利用定員総数を超えると見込まれる場合については、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
	第39条 第3項	・特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ保護者に明示した上で選考を行わなければならない。	
	第39条 第4項	・特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等、必要な措置を講じなくてはならない。	
③あっせん、調整に及び要請に対する協力	第40条 第1項	・特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	
	第40条 第2項	・特定地域型保育事業者は、児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う利用調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	
④心身の状況等の把握	第41条	・特定地域型保育事業者は、保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	
⑤特定教育・保育施設等との連携	第42条 第1項	・特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、下記の事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下、「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。 ①集団保育を体験させるために機会の設定、相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じ代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育が提供できない場合に代わりに保育を行う)を提供すること。 ③保護者の希望に基づき、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。	
	第42条 第2項	・居宅訪問型保育事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設、その他市町村の指定する施設を確保しなければならない。	
	第42条 第3項	・事業所内保育事業を行う者で利用定員が20人以上のものについては、第1項①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。	
	第42条 第4項	・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
⑥ 利用者負担額等の受領	第43条第1項	・特定地域型保育事業者が特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。	
	第43条第2項	・特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。	
	第43条第3項	・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる(上乗せ徴収)。	
	第43条第4項	・特定地域型保育事業者は、日用品の購入、行事参加費用、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用等の支払いを保護者から受けることができる(実費徴収)。	
	第43条第5項	・特定地域型保育事業者は、利用者負担に係る支払を受けた場合は、領収証を支給認定保護者に交付しなければならない。	
	第43条第6項	・特定地域型保育事業者は、「上乗せ徴収」及び「実費徴収」の支払いを求める際は、あらかじめ使途、金額及び支払いを求める理由について、支給認定保護者に対して説明を行うとともに、「上乗せ徴収」については、文書による同意を得なければならない。	
⑦ 特定地域型保育の取扱方針	第44条	・特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	
⑧ 特定地域型保育に関する評価等	第45条第1項	・特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、改善を図らなければならない。	
	第45条第2項	・特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	
⑨ 運営規程	第46条	・特定地域型保育事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に以下に掲げる事項について定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤利用料等に関する事項(種類、理由及び金額)	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
		⑥利用定員 ⑦特定地域型保育の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用申込みに係る選考方法を含む) ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項	
⑩勤務体制の確保	第47条第1項	・特定地域型保育事業者は、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。	
	第47条第2項	・特定地域型保育は、当該特定地域型保育事業者の職員によって提供しなければならない。ただし、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	
	第47条第3項	・特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	
⑪定員の遵守	第48条	・特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて、保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大の対応などその他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	
⑫記録の整備	第49条第1項	・特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	
	第49条第2項	・特定地域型保育事業者は、次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③保護者による不正な行為による地域型保育給付費の受給に係る市町村への通知記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況やその処置についての記録	
⑬準用	第50条	・受給資格の確認、支給認定の申請に係る援助、特定教育・保育施設等の連携、提供内容等の記録、地域型保育給付費の額の通知、相談及び援助、緊急時等の対応、不正受給に係る市町村への通知、掲示、平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、秘密の保持、情報の提供、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携、事故発生の防止及び発生時の対応、会計の区分については、特定教育・保育施設に係る規定を準用する。	

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
3 特例地域型保育給付費に関する基準 ① 特別利用地域型保育の基準	第51条第1項	・特定地域型保育事業者が、1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、本市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	
	第51条第2項	・特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る1号認定の子どもと、現に特定地域型保育を利用している3号認定の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	
	第51条第3項	・特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして本章の規定を適用する。	
② 特定利用地域型保育	第52条第1項	・特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、本市が条例で定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	
	第52条第2項	・特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る2号認定の子どもと、現に特定地域型保育を利用している3号認定の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。	
	第52条第3項	・特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして本章の規定を適用する。	
人権の擁護及び虐待の防止		<u>特定地域型保育事業者は、支給認定子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u>	本市独自基準
暴力団の排除		<u>・特定地域型保育事業所の管理者及び支給認定子どもの利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。</u> <u>・特定地域型保育事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。</u>	本市独自基準
非常災害対策		<u>・特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育を行う者を除く。)は、消火器その他の消火設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、及び非常災害に備えるために必要な訓練を実施しなければならない。</u> <u>・前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上、これを行わなければならない。</u>	本市独自基準

項目 (条文番号は国府令)	基準	備考
衛生管理等	・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所において、支給認定子どもの使用する設備、食器等を衛生的に管理し、及び飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じなければならない(居宅訪問型保育を行う者を除く。) ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない(居宅訪問型保育を行う者を除く。) ・特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない(居宅訪問型保育を行う者を除く。) ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持のために必要な管理をし、及びその健康状態を把握しなければならない。 ・居宅訪問型保育事業者は、特定地域型保育事業所の設備及び備品について、衛生的に管理しなければならない。	本市独自基準
身分を証する書類の携行	・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員に身分を証する書類を携行させるとともに、支給認定子どもの居宅に初めて訪問するとき、及び支給認定子どもの同居の親族から提示を求められたときはこれを提示するよう指導しなければならない。	本市独自基準
親族に対する居宅訪問型保育の提供の禁止	・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員に、次の各号のいずれかに該当する者に対し居宅訪問型保育を提供させてはならない。 ① 当該職員の直系血族又は兄弟姉妹である支給認定子ども ② 前号に掲げるもののほか、当該職員の同居の親族である支給認定子ども	本市独自基準

(3) 経過措置等

項目 (条文番号は国府令)		基準	備考
特定保育所 に関する特 例	附則第2条 第1項	・特定保育所については、特定教育・保育の提供に当たって、質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(上乗せ徴収)を支給認定保護者から受ける場合には、本市の同意を得ることを要件とする。	
	附則第2条 第2項	・特定保育所は、本市から保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	
施設型給付 費等に関する経過措置	附則第3条 第1項	・特定教育・保育施設が1号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合、利用者負担額等については、子ども・子育て支援法附則第9条第1項第1号及び第2号に掲げる額とする。	
	附則第3条 第2項	・特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合、利用者負担額等については、子ども・子育て支援法附則第9条第1項第3号に掲げる額とする。	
利用定員に 関する経過 措置	附則第4条	・小規模保育事業C型にあたっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とする。	
連携施設に 関する経過 措置	附則第5条	・特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が困難で、必要な支援を行うことができると本市が認める場合は、5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	

家庭的保育事業等の認可基準の概要

資料 2 - 2

1 対象児童

3号認定子ども（0～2歳児）。ただし、山間地等のため受入先の確保が困難な場合は、2号認定子ども（3～5歳児）も特例給付の支給対象となる。

2 定員、保育従事者、保育室等の基準

			定員	保育従事者	保育従事者配置基準	保育室等の面積基準
家庭的保育事業			5人以下	家庭的保育者（保育士）， 家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合 は5：2	3人以下の場合は9．9㎡ 4人の場合は13．2㎡ 5人の場合は16．5㎡
小規模 保育事業	A型		6人～19人	すべて保育士	0歳児は3：1	0・1歳児は1人当たり3．3㎡ 2歳児は1人当たり1．98㎡
	B型			保育士が半分以上。保育 士以外は研修修了者	1・2歳児は6：1 上記に1名加える	
	C型		6人～10人（新制 度施行日から5年間 は6人～15人）	家庭的保育者（保育士）， 家庭的保育補助者 ＊いずれも研修修了者	家庭的保育者は3：1 保育補助者を置く場合 は5：2	1人当たり3．3㎡
居宅訪問型保育事業				家庭的保育者（保育士） ＊研修修了者	1：1	事業運営を行うために必要な広さを有する専 用の区画
事業所内 保育事業	保育所型		20人以上（従業員 の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1 1・2歳児は6：1	○乳児室：1.65㎡×0・1歳でほふくしない児童数 ○ほふく室：3．3㎡×0・1歳でほふくする児童数 ○保育室：1．98㎡×2歳児数
	小規模型	A型	19人以下（従業員 の児童含む）	すべて保育士	0歳児は3：1	0・1歳児は1人当たり3．3㎡ 2歳児は1人当たり1．98㎡
		B型		保育士が半分以上。保育 士以外は研修修了者	1・2歳児は6：1 上記に1名加える	

＊ 屋外遊戯室（公園等の代替地も可）は、2歳以上の児童数×3.3㎡以上必要（居宅訪問型保育事業を除く）。

資料 3

児童福祉法における家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準

1 申請者等の資格要件等（法第34条の15第3項第1号～第4号）

（1）資格要件

審査基準
・当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
・当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人の場合は，経営担当役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者）が社会的信望を有すること。
・実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

（2）申請者等に係る審査基準（不適格要件）

ア 違法，不正又は著しく不当な行為を行った者でないこと

対象	審査基準
・申請者 ・申請者の役員等（申請者が法人の場合） ・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ・児童福祉法その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ・労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
	・認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

イ 過去５年間に認可を取り消された者でないこと

対象	審査基準
・申請者 ・申請者の役員等（申請者が法人の場合） ・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・法第５８条第２項の規定により、認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。 ・法第５８条第２項の規定により、認可を取り消された者が法人の場合は、当該取消処分に係る聴聞の通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。 ・法第５８条第２項の規定により、認可を取り消された者が法人でない場合は、当該取消処分に係る聴聞の通知があった日前６０日以内に当該事業を行う者の管理者等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。
・申請者と密接な関係を有する者	・認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。

ウ 過去５年間に事業を廃止した者でないこと

対象	審査基準
・申請者 ・申請者の役員等（申請者が法人の場合） ・申請者の管理者（申請者が法人でない場合）	・法第５８条の第２項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条第１項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分決定日までの間に事業の廃止をした者で、廃止の承認の日から起算して５年を経過しない者であるとき。 ・法第５８条の第２項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条第１項の規定による聴聞の通知があった日から当該処分決定日までの間に事業の廃止の申請をした場合において、当該通知の日前６０日以内に当該申請に係る法人の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者の管理者であった者で、廃止の承認の日から起算して５年を経過しない者であるとき。 ・法第３４条の１７第１項の規定による検査が行われた日から認可の取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に事業の廃止をした者で、廃止の承認日から起算して５年を経過しないものであるとき。

２ 必要利用定員総数を超過する場合の取扱い（児童福祉法第３４条の１５第５項）

認可申請のあった家庭的保育事業等の定員が、市町村子ども・子育て支援事業支援計画において設定した教育・保育提供区域ごとの必要利用定員総数（満３歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども）が既に上回っているか、又は申請のあった定員数を加えると必要利用定員総数を上回る場合については、政令市等の長は、定員数の総量規制を行うことができる。

提供区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容

提供 区域	小学校区	保育提供体制			
		保育所 整備	小規模 保育事業等	幼稚園預 かり保育	合計
北 1	柊野, 大宮, 上賀茂, 元町, 紫竹, 紫明	88	50	25	163
北 2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 楽只, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	70	34	65	169
上京 1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所南 (上京区内)	31	20	41	92
上京 2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	83	34	63	180
左京 1	花背	0	0	0	0
左京 2	大原, 八瀬	0	0	0	0
左京 3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	57	16	23	96
左京 4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	41	30	75	146
左京 5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	88	38	66	192
中京 1	御所南, 高倉	235	64	31	330
中京 2	洛中, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第三, 朱雀第四, 朱雀第六, 朱雀第七, 朱雀第八	224	73	32	329
東山	開晴, 東山泉	59	35	59	153
山科 1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	50	43	0	93
山科 2	安朱, 山階, 西野, 陵ヶ岡, 鏡山	46	39	43	128
山科 3	山階南, 百々, 勸修, 小野	32	27	0	59
下京 1	洛央, 淳風, 醒泉, 下京渉成, 梅小路, 光徳	89	43	47	179
下京 2	七条, 七条第三, 西大路	82	23	40	145
南 1	凌風, 九条弘道, 九条塔南, 南大内, 唐橋, 吉祥院, 祥豊, 祥栄, 上鳥羽	68	44	46	158
南 2	大藪, 久世西	89	32	0	121
右京 1	高雄, 宇多野, 御室, 花園	54	11	17	82
右京 2	広沢, 嵐山, 嵯峨	41	21	34	96
右京 3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常盤野, 嵯峨野, 梅津北, 梅津	85	50	83	218
右京 4	西院, 葛野, 西京極, 西京極西	108	46	61	215
右京 5	宕陰	0	0	0	0
右京 6	京北第一, 京北第二, 京北第三	4	3	0	7
西京 1	嵐山東, 松尾, 松陽, 桂川	151	56	67	274
西京 2	桂徳, 桂, 桂東, 川岡, 川岡東, 檜原	217	74	58	349
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	69	45	66	180
伏見 1	竹田, 伏見住吉, 伏見板橋, 下鳥羽	53	45	23	121
伏見 2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	93	40	36	169
伏見 3	向島, 向島南, 向島二の丸, 二の丸北, 向島藤の木	1	1	0	2
伏見 4	横大路, 納所, 明親, 美豆, 神川, 久我の杜, 羽束師	53	45	0	98
深草	深草, 稻荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	53	27	23	103
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	17	15	0	32
合 計		2, 431	1, 124	1, 124	4, 679

※ 平成26年5月補正予算までの整備予定(675人分)を含めた、平成26年度末における保育の提供量(30,002人分)を超えて、平成27年度から平成29年度末までの間に整備を要する保育の量を示す。

※ 提供体制を確保しようとする提供区域において、量の見込みが当該確保しようとする提供体制の量を下回る場合であっても、隣接する提供区域に量の見込みがあり、かつ、当該確保しようとする提供体制の量に係る施設又は事業の位置や交通事情等を勘案して、隣接する提供区域の待機児童対策として有効と認められるのであれば、当該提供体制を確保しようとする提供区域の量の見込みを上回る定員の施設又は事業を認可することがある。